千曲市告示第115号

長野県知事より、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があったため、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年11月20日

千曲市長　小川　修一

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る）

2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、該当立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。